

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月26日
【会社名】	フォスター電機株式会社
【英訳名】	Foster Electric Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 宮田 幸雄
【最高財務責任者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	東京都昭島市宮沢町512番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長宮田幸雄は、当社及び連結子会社(以下「当社グループ」)の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しております。

当社グループは、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」(企業会計審議会 平成19年2月15日)に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用し、当社グループの財務報告に於ける記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀等によって有効に機能しなくなる場合や、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合がある等、固有の限界を有するため、その目的の達成にとって絶対的なものではなく、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは、財務報告に係る内部統制の評価が行われた基準日を平成21年3月31日(一部連結子会社は平成20年12月31日)とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施しました。

財務報告に係る内部統制の評価手順の概要については、全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価し、当該評価結果を踏まえ、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能しているかを評価しました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲とし、全社的な内部統制、及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、当社及び連結子会社9社について評価の対象とし、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価しました。なお、その他の連結子会社については、金額的及び質的影響の重要性の観点から、僅少であると判断し、全社的な内部統制の範囲に含めておりません。

また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、前連結会計年度の連結売上高を指標に、概ね2/3以上を基準として重要な事業拠点を選定し、それらの事業拠点における、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目である「売上」、「売掛金」、「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象としました。更に、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい特定の取引又は事象に関する業務プロセスや、見積や予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスについても、個別に評価対象に追加しました。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断しました。したがって、当連結会計年度末日現在において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当連結会計年度末をみなし取得日として連結子会社としたESTec コーポレーション(韓国コスダック上場)において、平成21年5月に従業員による売上債権回収代金の着服という不正が発覚しました。これは、同

社の売上債権の回収管理手続に係る内部統制の整備・運用に重要な欠陥があり、かつ、同社に対する管理体制（モニタリング）が十分に構築できていなかったためであります。

当連結会計年度の末日までに、当該重要な欠陥が是正されなかった理由は、同社は当連結会計年度末で連結子会社になったため、重要性により同社の業務プロセスを評価の対象に含めておらず、当該不正の事実が決算日以降に発覚したためであります。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備・運用の重要性を強く認識しており、翌連結会計年度においては、同社の業務プロセスを評価範囲に加えるとともに、当社より同社に対する管理体制（モニタリング）を強化し、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

なお、重要な欠陥のある売上債権の回収管理プロセスで処理された全取引については、銀行資料との再照合を行った結果、当該重要な欠陥から生じた不正による同社の損害額は約64億ウォン（約465百万円）と見込んでいます。同社は当連結会計年度中は関連会社であり、当社持分に係る損害額は約23億ウォン（約164百万円）と想定されるため、連結財務諸表への影響は限定的と判断し、当連結会計年度末の連結財務諸表には反映されていません。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。